

第 8 5 号議案

豊川市営住宅条例の一部改正について

豊川市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 8 月 2 7 日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

豊川市営住宅条例の一部を改正する条例

豊川市営住宅条例（平成 9 年豊川市条例第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(入居者資格)</p> <p>第 6 条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号の条件をいずれも具備する者でなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 現に同居し、又は同居しようとする親族（次に掲げる者を含む。）</p> <hr/> <p>第 5 号及び第 14 条第 1 項において同じ。）があること。</p> <p>ア <u>婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者</u></p> <p>イ <u>互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約した二者間の関係の相手方として市長が認める者（当該関係にある者の一方又は双方の近親者その他市長が適当と認める者を含め、家族であることを約した関係にある者として市長が認める者を含む。）</u></p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>(入居者資格)</p> <p>第 6 条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号の条件をいずれも具備する者でなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 現に同居し、又は同居しようとする親族（<u>婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。</u>第 5 号及び第 14 条第 1 項において同じ。）があること。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2～5 (略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、豊川市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の施行を踏まえ、市営住宅の入居者資格において親族に含める者の範囲を拡大する必要があるからである。